

平成23年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第2日）									
招集年月日		平成23年5月9日							
招集の場所		基山町議会議場							
開閉会日時 及び宣告		開議	平成23年5月11日 9時30分				議長	後藤 信 八	
		閉会	平成23年5月11日 11時20分				議長	後藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1番	神 前 輔 行		出	8番	大 山 勝 代		出
		2番	久 保 山 義 明		出	9番	片 山 一 儀		出
		3番	牧 藺 綾 子		出	10番	品 川 義 則		出
		4番	木 村 照 夫		出	11番	林 博 文		出
		5番	河 野 保 久		出	12番	松 石 信 男		出
		6番	重 松 一 徳		出	13番	後 藤 信 八		出
		7番	鳥 飼 勝 美		出				
会議録署名議員			1番	神 前 輔 行			2番	久 保 山 義 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名			（事務局長） 古 賀 敏 夫		（係長） 鶴 田 し の ぶ			（書記） 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			こ ども 課 長			毛 利 俊 治	
	教 育 長	大 串 和 人			農 林 環 境 課 長			吉 浦 茂 樹	
	総 務 課 長	小 野 龍 雄			まちづくり推進課長			大久保 敏 幸	
	企画政策課長	岩 坂 唯 宜			会 計 管 理 者			平 野 勉	
	財 政 課 長	安 永 靖 文			教育学習課長			内 山 敏 行	
	税務住民課長	重 松 俊 彦			こども課保育園長			熊 本 弘 樹	
	健康福祉課長	眞 島 敏 明							
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

日程第 1		議席の指定
日程第 2		常任委員の選任
日程第 3		常任委員の辞任
日程第 4		議会運営委員の選任
日程第 5		広報編集委員会の設置
日程第 6		一部事務組合議会議員の選任
日程第 7	第25号議案	監査委員の選任について
日程第 8	第26号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第 9	第27号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康 保険条例の一部を改正する条例）
日程第10	第28号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成22年度基山 町一般会計補正予算（第9号））

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数13名でございますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 議席の指定

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定によって議長において指名をいたします。

1 番議席神前輔行議員、2 番議席久保山義明議員、3 番議席牧菌綾子議員、4 番議席木村照夫議員、5 番議席河野保久議員、6 番議席重松一徳議員、7 番議席鳥飼勝美議員、8 番議席大山勝代議員、9 番議席片山一儀議員、10 番議席品川義則議員、11 番議席林博文議員、12 番議席松石信男議員、13 番議席後藤信八議員であります。

以上、議席の指定を終わります。

日程第 2 常任委員の選任

○議長（後藤信八君）

日程第 2. 常任委員の選任を議題とします。

常任委員会は、委員会条例第 2 条によりまして、委員定数は総務文教常任委員会委員が 7 名、厚生産業常任委員会委員が 6 名となっています。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定によって、神前輔行議員、久保山義明議員、河野保久議員、松石信男議員、鳥飼勝美議員、片山一儀議員、後藤信八議員、以上 7 名を総務文教常任委員に、次に、品川義則議員、重松一徳議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、大山勝代議員、林博文議員、以上 6 名を厚生産業常任委員にそれぞれ指名いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長については委員による互選をいただき、後ほど報告します。

次の日程第 3. 常任委員の辞任は副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

日程第３ 常任委員の辞任

○副議長（林 博文君）

それでは、日程第３．常任委員の辞任を議題とします。

ただいま総務文教常任委員に選任されました後藤信八議長から常任委員の辞任願が提出されました。

この場合、地方自治法第117条の規定によって議長は除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

〔議長退場〕

○副議長（林 博文君）

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でありませんし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出であります。

ここでお諮りをいたします。辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 博文君）

異議なしと認めます。よって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することを決しました。

ここで議長の入場を許可します。

〔議長入場〕

○副議長（林 博文君）

それでは、ここで議長と交代をいたします。

〔副議長、議長と交代〕

日程第４ 議会運営委員の選任

○議長（後藤信八君）

それでは、日程第４．議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によって、重松一徳議員、松石信男議員、林博文議員、品川義則議員、鳥飼勝美議員、久保山義明議員、

以上6名を議会運営委員に指名いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長については委員による互選をいただき、後ほど報告します。

日程第5 広報編集委員会の設置

○議長（後藤信八君）

日程第5．広報編集委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本件については、議会の審議状況を住民に周知させ、広報の編集、調査研究に当たるために、委員会条例第4条の規定により広報編集委員会を設置し、委員会の定数を6名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。（「特別はつけるの」と呼ぶ者あり）第4条、条例には特別という名前は入っておりません。特別委員会の一つでありますけれども、条例上は広報編集委員会になっているということであります。

御異議なしと認めます。よって、広報編集委員会を設置し、定数を6名とすることに決定いたしました。

お諮りします。広報編集委員会委員の指名については、委員会条例第5条の規定により議長において指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、議長において広報編集委員会委員の指名を行います。

広報編集委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、大山勝代議員、木村照夫議員、牧菌綾子議員、河野保久議員を指名します。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を広報編集委員に選

任することに決定いたしました。

正副委員長については委員により互選をいただき、後ほど報告します。

ここで暫時休憩でありますけれども、9時50分まで休憩をいたします。よろしくお願ひします。

～午前9時41分 休憩～

～午前9時48分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

ここで諸般の報告をいたします。

各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に鳥飼勝美議員、副委員長に片山一儀議員、厚生産業常任委員会委員長に品川義則議員、副委員長に重松一徳議員、議会運営委員会委員長に重松一徳議員、副委員長に品川義則議員、広報編集委員会委員長に大山勝代議員、副委員長に木村照夫議員、以上のとおり互選された旨の報告がございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第6 一部事務組合議会議員の選任

○議長（後藤信八君）

日程第6. 一部事務組合等議会議員の選任を議題とします。

議員を選出すべき一部事務組合は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、佐賀県後期高齢者医療広域連合、鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖三養基地区消防事務組合及び三神地区環境事務組合となっています。これらの組合議会の議員は、地方自治法第118条第1項により選挙で選出することになっていますが、同条第2項により指名推選の方法によることも可能となっております。そこで、選挙の方法として議長の指名推選の方法をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

全員異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により選出することに決定いたしました。

まず、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会議員の選出を行います。

議長は、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員に後藤信八議員、品川義則議員、重松一徳議員を推選します。後藤信八議員、品川義則議員、重松一徳議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

全員異議なしと認めます。よって、後藤信八議員、品川義則議員、重松一徳議員を筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の議会議員とすることに決しました。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員の選出を行います。

議長の指名推選を行います。

議長は、後藤信八議員を指名します。後藤信八議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

全員異議なしと認めます。よって、後藤信八議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖地区広域市町村圏組合同規約第6条により組合議会の議員は、関係町議会の議長及び議員のうちから選出されたものとなっています。そこで、議長は後藤信八議長と品川義則議員を指名します。後藤信八議長と品川義則議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

全員異議なしと認めます。よって、後藤信八議長と品川義則議員を鳥栖地区広域市町村圏組合の議会議員とすることに決しました。

次に、鳥栖三養基地区消防事務組合の議会議員の選出を行います。

鳥栖三養基地区消防事務組合同規約第6条により組合議会の議員は、関係町議会の議長及び議員のうちから選出されたものとなっています。そこで、議長は後藤信八議長と鳥飼勝美議員を指名します。後藤信八議長と鳥飼勝美議員を鳥栖三養基地区消防事務組合の議会議員と

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

全員異議なしと認めます。よって、後藤信八議長と鳥飼勝美議員を鳥栖三養基地区消防事務組合の議会議員とすることに決しました。

次に、三神地区環境事務組合の議会議員につきましては、三神地区環境事務組合の規約第6条により組合議員は、関係市町の議会の議長及び関係市町の長をもって充てると規定しています。よって、後藤信八議長が三神地区環境事務組合の議会の議員となりますので、報告をします。

日程第7 第25号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7. 第25号議案 監査委員の選任についてを議題とします。

河野保久議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔河野議員退場〕

○議長（後藤信八君）

この際、朗読を省略し、これより第25号議案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆様おはようございます。

それでは、第25号議案の提案理由の説明を申し上げます。

第25号議案は監査委員の選任についてでございます。

これは、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、基山町けやき台3丁目11番の10の河野保久氏を適任と認め、御提案申し上げるものでございます。

河野保久氏の履歴につきましては、次に記載しております。監査委員として適任であると思ひ、ここに御提案申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤信八君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

質疑なしと認めて、質疑を終結します。

これより本案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

討論を終結します。

これより第25号議案 監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。採決の方法は投票によって決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって採決することに決しました。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名であります。

ここで投票上の注意を行います。

同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなしますので、よろしくお願いします。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。神前輔行議員、久保山義明議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（後藤信八君）

投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

同 意 票 8票

不同意票 2票

白 票 1票

よって、第25号議案 監査委員の選任については原案に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開き、河野保久議員の入場を求めます。

〔議場開鎖〕

〔河野議員入場〕

日程第8 第26号議案

○議長（後藤信八君）

日程第8. 第26号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

第26号議案 基山町教育委員会教育委員の任命でございます。

基山町大字小倉545番地の11、中島しょう子氏を任命したく御提案をいたしております。

中島しょう子氏は、次のページの履歴に書いてありますように、平成3年6月、太宰府市教育委員会を退庁され、平成19年には基山町史編さん室に勤務、平成22年4月から人権擁護委員に就任され、現在に至っておられます。教育委員として適任と思いますので、御提案いたしております。議会の同意をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。片山一儀議員。

○9番（片山一儀君）

提案理由の中で適任というふうにおっしゃいましたが、適任の主たる要因、何をもって適任とされるのか、公表していただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

人格、識見、それから今までの経歴、その辺のところ、しかも、教育には非常に見識を持たれておるといふようなところ、そういうことで適任だと認めるということでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかに質問ありませんか。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）

今、町長が適任の分野で識見、また、人間性等も申し分ないというふうに言われましたけれども、ここでちょっと質問なんですけれども、今、中島しょう子氏が兼任されている町の審議会、または委員会ございましたら教えていただきますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

私、今存じておりますのは、先ほども申しましたように、人権擁護委員をお願いいたしておるといふこと、ほかには特にはなかったかと思えます。

○議長（後藤信八君）

久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）

審議会委員会等で兼務規定とかというのは町にございますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

兼任規定はありません。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、質疑を終結します。

これより本案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終結します。

これより第26号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを採決します。

お諮りします。採決の方法は投票によって決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって採決することに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名でございます。

ここで投票上の注意をいたします。

同意票は○、不同意票は×、白票は否とみなします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤信八君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤信八君）

異状なしと認めます。

1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。神前輔行議員と久保山義明議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（後藤信八君）

投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0 票

有効投票中

同 意 票 12票

不同意票 0 票

白 票 0 票

よって、第26号議案 基山町教育委員会教育委員の任命については原案に同意することに

決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 9 第27号議案

○議長（後藤信八君）

それでは、日程第 9．第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

この際、朗読を省略し、第27号議案について提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法施行令及び健康保険法施行令の一部を改正する政令が成立し、平成23年 3 月30日に公布され、平成23年 4 月 1 日から施行されるため国民健康保険条例の改正が急務なため、平成23年 3 月31日付で専決処分いたしております。

なお、改正内容は、出産育児一時金の350千円を390千円に、そして、基礎課税額に係る付加限度額を510千円に、後期高齢者支援金分に係る付加限度額を140千円に、介護納付金に係る付加限度額を120千円に改め、付加限度額の合計額730千円を770千円に改正するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤信八君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。重松一徳議員。

○6 番（重松一徳君）

今の関係でほかに担当課長から説明があれば先にそちらのほうを求めますけれども、ないですか。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほどの町長の説明を補足いたしますと、出産育児一時金についてですが、これは350千円で現在となっておりますけれども、21年の10月から緊急少子化対策で40千円の上積みがなされておりました。それが23年の 3 月31日までで切れてしまうということで、その40千円分を

今回恒久化するという事で350千円を390千円に、今回、条例改正をやったということでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

これについては、平成23年度基山町国民健康保険の特別会計予算の審議の中でもこれ少しあったんですね。そのときにこういう理由があったんですね。国民健康保険税の上限を協会健保の限度額1,080千円に一致させるという国の方針により毎年限度額は引き上げられていくと。23年度については、言われましたように、40千円引き上げて770千円になる見込みですと。そのときにこういう質問も片方はあったんですね。どうしてこれが専決処分をしなければならないんですかと、根本理由がわからないと。

それともう1点は、もし専決処分をしなかったら国からどのような制裁、制裁という言い方がいいかどうかわかりませんが、国からどのような指導があるんですかという質問があったと思うんですね。きちっとこれに対してあのときには説明がされなかったんですね。だから、改めて求めますけれども、もしこれを専決処分しないというふうになれば、これは国からどういう指導が1点ありますか。

で、2点目に、これは国民健康保険の運営協議会、正式名称は運営協議会でいいのかな、にこれはかけられていますか。

それと、3点目は、今回先ほど言われましたように、災害で出された部分でもあります。その中でこういう文言があるんですね、改正の趣旨として、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るために、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに個人住民税に係る所要の規定の整備を行うと。基山町が今回この専決処分をすることによって、限度額を730千円から770千円にすることによって中低所得者の国民健康保険税の負担はどのように変更しますか。これをするによって今後の基山町の国民健康保険の運営についてどのようなプラス面がありますか。それと、先ほど言いましたように、中低所得者が今後値上げをしなくていいという保証とか確約とかありますか。何件か今質問しましたけれども、これについて、まず回答をお願いします。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほど、重松議員からの御質問なんですけど、国からのペナルティーということなんですけど、この負担限度額を国の一応基準でやっておりますけれども、国の基準にもし基山町が右へ倣えでやっていかないという場合については、今現在、歳入のほうで、国庫補助金のほうで運営が良好ということで、国のほうから21年度につきましては8,000千円、22年度につきましては7,000千円来ております。これは運営状況がいいということでもらっておりますけれども、その部分についてが、この負担限度額を国の基準どおりやっていかないとこれが来なくなると、それが1点と。もう1つは、もし感染症とか基山町に蔓延した場合について、保険医療費が物すごく増大になりまして運営し切らなくなったということについて、そのときに救済措置といいますか、それも基山町が申請しても国は申請の対象になっていかないということで、ペナルティーにつきましては、その2点を現在調べております。

あと、2点目の国保の運営協議会なんですけど、これは3月の国保の運営協議会でしっかり議論をしていただきました。そして専決処分をさせていただき、きょう承認をいただくということになっております。

あと、中低所得者にどういうふうな影響があるかということだったんですけど、率の変更とかは行いませんけれども、現在、医療費がますます毎月毎月ですね、年間通して結構増大をいたしております。負担限度額で上限の頭を抑えられておりますので、その分、中間層と低所得者層、そこに結構負担がいつているということで、その上限を少し引き上げてやることによって少しスマートになっていくと、膨らんだ部分が、そういうことで国も示されておりますので、基山町につきましてもそのとおりやっていきたいということで、今回お願いをいたしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）

今の説明で運営協議会にはかけていると。ぜひ運営協議会の議事録を、会議録、これ議会に提出してください。

それともう1件は、上限限度額を今回引き上げたわけですね、これによって基山町の国保に加入されている世帯、個人も含めてですけれども、どれだけの方が影響を受けますか。

それともう1件は、これは3回目ですので、私もこれで質問を終わりますけれども、この改正の中身で今言われた部分は、この金額を超えることができないと今言われましたように、例えば、130千円を140千円にするとか言われましたよね、後期高齢者。この140千円を超えることができないというふうな規定もあるんですね、介護は120千円が上限と、120千円を超えてすることはできないんですよ。だから、必ずしもこれに合わせなければならないという部分じゃないんですね。地方税法の施行令の一部を改正する政令が今回出ているわけですが、それにも国民健康保険税の第703条の4ですか、これを見てみればわかりますけれども、政令で定める金額を超えることができないという部分で規定されているんですね。だから、基山町もこれを超えてからは多分しないはずですよ、勝手に基山町だけで上限をふやすということはしないと思うんですよ。だから、逆に言えば、基山町の今言われましたよね、国民健康保険の運営状況がこうだという中身で、国からのペナルティーもあるからというのもあえて今回されたと思うんですけれども、前回の23年度の特別会計予算のときにも出ましたが、決算見込み額の推移という一覧表を出しましたよね、歳入歳出。これは確かに見れば将来的、25年度ぐらいからはもう厳しくなるというのはわかるんですよ。だから、23年度は今回値上げもしないというのは言われていますよね。24年度についても今のままで頑張っていくと。しかし、後期高齢者の医療費の見直しの関係もあるから25年度ですか、25年度については国保の見直しもしなければならないというのは言われていましたよね。そういうのと関係する部分でも私はあると思うんですよ、今度の上限の見直しはですね。だから、この辺をトータル的にどのように考えてあるのかというのを最後に質問します。

簡略して言われましたように言いましたけれども、もう一回言いますけれども、どれだけの方が影響するのかというのと見込み額の推移にどのように反映、今度の上限の見直しが反映するのかと、この2点を最後にまた質問します。

○議長（後藤信八君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

まず、影響世帯なんですけれども、一応60世帯ぐらい影響をするというふうに考えております、上げることによって。そして、恒常的に所得のある方はその60のうち20、あとの40につきましては、不動産売買とか資産売却等の一時所得の方が40ぐらいいらっしゃるということで見込んでおりますので、恒常的にいらっしゃる方は20世帯ぐらいというふうに見込んで

おります。

それと、あと2月やったですかね、3月やったですね、一応国保の見通し関係を出しておりました。その関係で先ほど言われました後期高齢との関係もありますので、まず、第1番目に後期高齢のほうを言いますと、当初23、24で準備期間を置いて25年度から国保のほうに県の一本化でやっていくということになっておりましたけれども、現在ちょっと国のほうの方針といたしますか、変わっております1年延びるんじゃないだろうかというふうになっております。で、23、24、25年度を準備期間として26年度から入っていくというふうなことが言われておりますので、当初私が答弁等で申しておりました23、24について25年度からスタートしますよということが、ちょっと若干変わってきましたので、国保のほうも若干その辺でまた見直し等も考えていかんばいかなとやないやろかというふうに考えております。

それと、あと国保の運営状況なんですけど、この限度額を上げたために実際言われていたように、率を変えておりませんので、あとは医療費の動向で運営状況が変わっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、質疑を終わります。

それでは、第27号議案を採決します。

本案を原案どおり承認すると決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第27号議案は原案どおり承認されました。

ここで10時40分まで休憩をします。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

それでは、休憩中の会議を再開します。

日程第10 第28号議案

○議長（後藤信八君）

日程第10. 第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度基山町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

この際、朗読を省略し、第28号議案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度基山町一般会計補正予算（第9号））でございます。

この議案につきましては、補正予算の専決処分でございますが、平成23年3月31日付でお願いをいたしております。

内容につきましては、歳入歳出予算総額5,614,440千円に今回100,251千円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ5,714,691千円にお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長より補足説明を申し上げますので、御審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤信八君）

次に、補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

それでは、第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度基山町一般会計補正予算（第9号））の概要につきまして補足説明を申し上げます。

まず、専決の理由といたしましては、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税の特別交付税等の交付決定と、まちづくり交付金事業の事業費の決定が3月末となったためでございます。地方自治法第179条第1項の規定にあります議会を招集する時間的余裕がないというふうなことでございまして、専決処分をお願いしたところでございます。

なお、専決処分につきましては、平成23年3月31日付でお願いをいたしております。

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。よろしゅうございますか。

第2表 地方債補正でございます。

今回、まちづくり交付金事業債といたしまして5,000千円の減額更正をお願いいたしております。

まちづくり交付金事業といたしまして、高島団地内側溝整備事業並びに塚原1号線の改良事業で、当初110,000千円で計画をいたしておりましたが、事業費総額が103,700千円となったため、今回5,000千円の減額更正をお願いいたしておるところでございます。

それでは、内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の3ページをお願いいたします。よろしゅうございますか。（発言する者あり）事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款．地方譲与税でございます。地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税法並びに自動車重量譲与税法に基づきまして、道路の延長、面積の案分により国から地方へ譲与されるものでございます。

まず、1項1目の地方揮発油譲与税につきましては、今回10,475千円の追加をお願いいたしております。平成22年度の譲与税額は総額20,056千円となっているところでございます。

4ページをお願いいたします。

2項．自動車重量譲与税でございます。今回13,591千円の追加をお願いいたしております。平成22年度の譲与額は48,091千円となっております。

なお、地方揮発油譲与税の交付時期が6月、11月、3月、同じく自動車重量譲与税の交付時期も6月、11月、3月と法により規定をされているところでございます。

続きまして、5ページから9ページの利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、県が地方税法に基づきそれぞれ徴収し、人口並びに道路の延長、面積等に基づきまして市町村へ交付するものでございます。

10ページをお願いいたします。

9款．地方交付税でございます。

1項1目．地方交付税の今回、特別交付税といたしまして70,116千円の追加をお願いいたしております。

その結果、平成22年度普通交付税総額は987,072千円、特別交付税総額は110,116千円で、交付税総額1,097,188千円となっております。

なお、特別交付税につきましては、3月11日の大震災に係る特別交付税の配分でございますけれども、一応22年度につきましては、震災4県に5億円ずつ配分し、残りは23年度で対応

するということで政府のほうで決定をされております。そういうことで、23年度の特別交付税については、都道府県並びに市町村につきましては、大幅な減額になるだろうということで県の市町村課あたりから通知が参っているところでございます。

12ページをお願いいたします。

16款．寄附金でございます。

教育費寄附金、4節の育英資金寄附金で340千円の追加をお願いいたしております。

この件数につきましては5件でございます。うち、香典返しが4件、普通の一般の方の寄附が1件の計5件でございます。

13ページをお願いいたします。

20款．町債の1目．土木債、6節．まちづくり交付金事業債として、先ほど議案のほうでも申し上げました5,000千円の減額更正をお願いいたしているところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

今回、1億円を減債基金に積み立てをいたしまして財源の調整を図らせていただきました。

なお、この結果、減債基金の平成22年度末残高は177,492千円となっております。

16ページをお願いいたします。

10款．教育費でございます。

事務局費の28節．繰出金でございます。

先ほど、歳入で説明申し上げました育英資金寄附金を繰出金として育英資金に340千円追加をお願いいたしております。

続きまして、17ページ、14款．予備費でございます。

今回89千円の更正をお願いし、財源調整を図らせていただきました。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

補足説明が終わりましたので、本案に対する質疑を行います。

議案書の9ページ、10ページ。

まず、第1表 歳入歳出予算補正総括表、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、第2表 地方債補正、特にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、事項別明細書の各項目について質疑を。事項別明細書の3ページをお開きください。

3ページ、歳入、2款1項1目、地方揮発油譲与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、2款2項1目、自動車重量譲与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、3款1項1目、利子割交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、4款1項1目、配当割交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、5款1項1目、株式等譲渡所得割交付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、6款1項1目、地方消費税交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ、7款1項1目、自動車取得税交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、9款1項1目、地方交付税。重松議員。

○6番（重松一徳君）

特別交付税が今回70,116千円追加されておりますけれども、この主な要因は何ですか。先

ほど説明がありましたけれども、具体的にこの70,000千円という金額が、例えば、21年度と比べて多いのではないのかなというふうにも思いますけれども、この70,000千円になった要因は何でしょうか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

特別交付税につきましては、自治大臣配分並びに県知事配分でございます。これにつきましては、ルール分が若干ありますけれども、あとは主に特殊事情を、何を県とか総務省が特殊事情と認めるかにかかってくるわけですね。ですから、例えば、17兆円の交付税総枠がありますけれども、94%が普通交付税、6%が特別交付税です。ですから、94%当然普通交付税で、その費用、いろんな項目で分けてきます。特別交付税は6%を市町村並びに県等に配分するということです、その段階で何を特殊事情と見るのかで大きく変わってきます。で、これも県のほうに内容を詳しく教えてくれと言ってもなかなか教えてくれません。これは何でかということ、やはり力関係がかかってくるということで県のほうも教えてくれません。

（発言する者あり）いいや、あとはそれこそ国会あたりの動きで大きく変わってくると思いますので、なかなかその辺は明確には教えてくれませんので、ちょっと内容につきましては不明でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

確かに私もこれ調べていて、そういうのがあるなというのはわかるんですね。しかし、どうしてもその根拠というのはですね、何らかの根拠はやっぱりあるけれども教えてくれないというのがあるけれども、例えば、特別交付税の交付の必要性という中で、例えば、基山町に災害が発生したと。この災害をどうにかして復旧しなければならないというときに、例えば、特別交付税をするとかというのはありますよね。財政が著しく不足しているという場合もあるかもわかりませんが、基山町は今財政が著しく不足しているというふうな状況ではないと。そうすると、これに当てはまると客観的に見れば、昨年大雨が降っていろいろあったと、激甚指定もされましたし、交付税もありましたからそれで今やってもおりますけれども、それ以外にも基山町はその前年度からも大雨による災害があった。前年も大雨によ

る災害があったというところでは、この特別交付税がふえた理由も一因ですね、客観的にはあるかなと。これは歳出の関係も出てくるんですね。こういうふうにしてから出た交付税をですね、じゃ、次の歳出で何に振り分けるのかというのがあるときに、この金額や特別交付税については、やっぱり町のほうはこういう理由で、客観的に見てですよ、客観的に見てこういう理由で来たのかなというのだけはとらえておかないと、いや、何で来たかわからんと。ただ、来たからよかったと、それだけではちょっと私はだめみたいな気がしますけれども、この辺は、例えば、財政課長は客観的に見てこういうのも一因としてあるというのがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

もちろん特殊事情ですので、災害復旧費、要するに去年は激甚災あたりがあっておりますので、そういう一般財源の持ち出しはそうでもなかったと。ただ、特別交付税で見られるのは、例えば、災害がありましたと。例えば、10,000千円かかりましたけれども、激甚災で町の持ち出しは500千円でしたとなった場合に500千円しか対応にならんわけですね。極端に言えば激甚災にならないほうが特別交付税にも対応、余計に来るということも考えられます。

で、もちろん言われましたように、災害があります、それから冬場の火葬場の雪かきとかもございましたし、もちろん私たちが思っているのが、今度施行いたしましたまちづくり基本条例に対する費用あたりもなっているんじゃないかというのは私たちも推測はいたしております。ですから、ある程度あれは持っていますけれども、どれがどれだという明確なものはないということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この交付税110,000千円ということで今までで一番多かったんじゃないかとは思いますが、通常大体50,000千円ずつぐらいになっていたんじゃないかと思いますが、これは財政課長が言われるようにはっきりしたことはわからないと、いろんな要素があると思いますがですね。110,000千円も特別交付税が増額になったというのは、結局、それだけ交付税の会計、先ほど17兆円ですか、交付税全体の金がこれだけ平成22年度は国全体で市町村に、基

山町のこの増額のような格好でほとんど上がっているんですか、総額としては、その辺はどう。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

たしかですね、21年度は95,500千円いただいております。ただ、震災のある前は景気が若干上向きで、交付税にかかる法定割合分、所得税とか法人税とかが増額になっております、国の分が。そういうことで、たしか12月議会で12,000千円ぐらいの普通交付税の追加交付があっておりますので、そのときに議会のほうに補正予算を上げていると思います。ですから、所得税の32%、ちょっと数字は忘れましたが、法人税も35やった、34.5が上がっておりますので、その分は交付税法から決まっておりますので、交付税特会に出さなければならぬとなっております。当初予算が17兆円、それが1兆円かぐらい上がっております。ですから、交付税特会自体が膨らんできとったということもあります。ですから、普通交付税も当然ふえてくる、の94ですから、6%ですから、その総枠がふえてきたというのは間違いございません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

で、総計で現在のところ上がったという予算審議をしていますよね。一番重要なのは3月11日の東日本大震災、これに伴う国の復興費用が20兆円とか、こう言っていますよね。これが来年度予算について地方公共団体に与える影響、これははかり知れないような交付税の減額等が見込まれるじゃないかと先ほど財政課長は言われましたけど、町長の御認識はどういうふうに思っていますか、来年度の。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

地方交付税に特別影響するのは特別交付税だけです。普通交付税はちゃんと法で決まっておりますので、その分は恐らく減額にならないと思います。特別交付税は特殊事情に係るものですから（発言する者あり）ですから、総額はちょっとまだわかりません、今のところ。

ですから、総額のうちの94%を普通交付税で見ると。残りの6%を特殊事情、要するに地震とか風水害等で、風水雪害ですかね、等がひどかったらそっちで主に見ていきますよということですので、恐らく1兆円ちょっとぐらいの特別交付税枠は、大体その額は地震の復興に充てられるものというふうに一応考えておってくださいということで市町村課あたりからは通知、つまり連絡が来ておりますということでございます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

厳しい財政事情が出てくると思うんですよね。結局、今、特交の話しましたが、普通、赤字国債というか、国がもう地方公共団体、それだけ丸々見てくれればいいですけどね、これは非常に厳しいと思うんですよ。来年度以降のひとつ財政運営については、十分その辺の観点を考えた財政運営をお願いしまして、終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

じゃ、次行きます。

11ページ、10款1項1目、交通安全対策特別交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、16款1項1目、教育費寄附金、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、20款1項1目、土木債、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、行きます。

2款1項9目、減債基金費。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

この減債基金ですね、私も半年ぐらい前に減債積立金が余りにも少ないからぜひ積み立てほしいということで、177,000千円ですか現在のところあるということで、今度の1億円を入れてあるということですけど、この1億円をすべて減債基金に積み立てたと。減債基金ですからあくまでも起債償還だけにしか使えないというふうな特定な費目なんですよ。それを財政調整基金なりほかの公共施設整備基金なりに入れなくて全額減債基金に入れられたということの理由はどういうふうな考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

一応、財政調整基金は以前、御説明申し上げたいと思います。

標準財政規模の大体10%程度まではいいですよということで、今、財政調整基金は、22年度末につきましては360,000千円程度、標準財政規模は38億円程度だと思っております。ですから、ほぼいっぱいになっているという状況でありまして、減債基金に1億円を積み立てまして現在177,000千円ございます。で、積極的に繰り上げ償還、利子の高い分がまだございますので、その分の繰り上げ償還を今後計画していきたいという意図はございました。

で、9月あたりになりまして、今ちょっと精査しておりますけれども、利子が高いものについては繰り上げ償還をお願いしたいなというふうにはちょっと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

いいですか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私も同じ質問もあるわけですがけれども、先ほどから歳入について説明をる受けましたよね、揮発油税とか昔の道路特定財源ですよ。昔はこの財源は道路の補修とか新設とかに使いなさいと。しかし、もう今は一般財源で何に使ってもいいんですよというふうになっております。しかし、こういうふうにしてきた部分はですね、何らかやっぱり基山町の今から将来の道づくりとかまちづくりに計画あるものについては入れていくと、その基金に。で、減債基金にすること自体、私はおかしいとは思わないんですよ。しかし、例えば、公共施設整備基金に回せる部分を回すとかというのもやっぱり考えておかなければならないのじゃないかなというのがあります。

それで、1点は、先ほど減債基金については、もう額が確定したということで177,490千円というふうに言われましたね。で、議会だよりの3月号を発行するときに基金も報告しようというふうにしたんですけれども、基金の額の確定がしていなかったんですね、3月末の。それで、残りの財政調整基金と公共施設整備基金の3月末の額の確定がわかれば、わかりますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

財政調整基金の額でございます。22年度末、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）362,720千円でございます。それから、公共施設整備基金、よろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）1,106,367千円でございます。よろしいです。（発言する者あり）はい。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そういう中で、23年度はですね、予算では議論したように約620,000千円、この基金を取り崩すということで23年の予算は組まれております。当然、また余れば繰り入れをされるんだろうというふうに思いますけれども、減債基金も約50,000千円でしたか繰り出しをしていると思うんですね。そうすると777,490千円と、末がですね、ある中で約50,000千円を繰り出すと。そしたら120,000千円ですね。その120,000千円の額というのは、この基山町が今、町債、約64億円ですか、特別会計のけてから一般で、それを返済、長期的に今から償還するときに、この減債基金は約12,000千円ですね、50,000千円繰り出した残りが。ということでは長期的展望に見て、償還については、これの120,000千円で今のところ十分足りるというふうな判断ですか、この辺の客観的な状況を教えてください。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

私どもは決して120,000千円で十分であるという認識は持っておりません。

今、御指摘ありましたように、残高が64億円ですかね、ちょっとあると思いますけれども、

その部分につきましても、やはりずうっと後年度では償還していかなければならないということございまして、今御存じのように利率が2%あるかないかぐらいだと思います。ですからそれ以上のもの、3%なり、高いものはまだ4%、4.5%程度のものもまだ握っております。ですから、そういうものは極力早く繰り上げ償還をしたいなというふうな考えを持っておりますので、120,000千円じゃなく、まだその倍ぐらいとか3億円ぐらいあっても十分とは言えないというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、次に進みます。

15ページ、8款2項2目、道路新設改良費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、10款1項2目、事務局費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

なしですね。

17ページ、14款1項1目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で28号議案に対する質疑を終わります。片山議員。

○9番（片山一儀君）

28号議案の事項別明細まで質疑が終わったんですが、ちょっと関連してお尋ねしたいことがあるんです。

1つは、初議会だからあえて質問をさせていただきたいんですが、議会の大きな仕事として予算の決定とそれから条例の制定というのがある。今まで提案理由をですね、要するに口頭で必ず予算についてもされています。ただ、文書にはされていないですね。御存じのよう

に、国家公務員は20年、地方公務員は23年やっているとこれは行政書士の資格が認定をされます。それぐらい文書能力というのは非常に大事なもんなんですね。それがいまだに提案理由を口頭で述べるだけというのは町長の姿勢としてどのようにお考えでしょうか、これが1点。

2つ目はですね、数年前になりましたでしょうか、鹿児島で市長が、某市長が議会をばかにしてということじゃないね、専決処分をされました。それがニュースで報道されました。基山町も確かに地方自治法で専決処分は認められておりますが、急を要する、いとまがない、この基準は明確じゃないんですね。で、議会で夜間議会の提案だとか、あるいは日曜議会、土曜議会の提案をしてきたんですが、その緊急を要する議会を招集、いとまがないというのはある面では議会の軽視ではないかと、こう見受けられるんですね。そこらあたりについて町長の御見解をお伺いしたい。

27号議案、28号議案、確かに今年度は地方の統一選がありました。議会にいろいろ理由はあったと思うんですが、基本的な考え方、基本的な認識は町長どのように思われて、専決処分に対して、緊急のいとまがないというのはどういうのが急など、安易に緊急、いとまがないという言葉が使われていませんかという気がするんです。私の仕事であれば夜であろうと何であろうと、こうやってきたわけで、それを課長方がね、これはこれでやりましょうということですね、安易にやるということは議会軽視につながるんじゃないかと、こう私は考えるわけです。町長のお考えがあればお聞かせ願いたい。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

今、議員おっしゃいました、提案理由の説明でございますけれども、私も口頭ではある程度のところを申し上げておりますけれども、文書といいますか、議案書にはそこまで書いていないという御指摘だと思います。

本当に提案理由を事細かに書くということであれば非常にボリュームにもなろうかというふうに思いますので、一応文書化するのはこの程度といいますか、それで御了解をいただきたい。これはよそがそうしているからいいというわけじゃないと思いますけれども、よその提案理由等も見えております。一部事務組合いろいろございますけれども、そういうところも、あといろいろ補足説明とかなんとかというようなことがない場合は、それは一応提案理

由として細かく書類つくったりというようなことはありますけれども、後でいずれ御審議いただくということでございますものですからそこまではいたしていないと。これは今まで何度も片山議員には私はそういうことで申し上げてきたというふうに思っております。

それから、急を要すると、専決ということでございますけれども、今回提案しておりますのはいずれもやはり年度末ということでの急を要する、いとまがないということでございますので、ひとつそれも御理解をいただけないかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

確かに年度末というのはあった。先ほど統一選挙の問題もありましたから特例はあるんですが、基本的なと申し上げたんですね。何を急を要するか、いとまがないというお考えですかという質問にはお答えになっていない。

それから、文書というのは非常に公務員にとっては大事なんです、行政にとっては大事なんです。で、膨大になる。全部書けば膨大になるでしょうけど、我々は中学のときに文書の要約をなさという修練を受けていますよね。そういう課題があったはずであります。その文書をどのように表現するかというのはね、その人の表現能力の問題だし、まとめ方の問題だと思うんです。あるいは意志の問題だと思うんです。能力はあっても意志がなければできませんから意志と能力の積ですから、いろんな行為というのは。で、これは残したくないもの、これはあえて口頭にする場合だってないことはない。

それで、ただ、やはり公共の文書というものをもっと真剣にお考えいただきたいと。だからこれはまとめ方による、表現の仕方による。だから、提案理由が文書に書いてあっても補足説明、今までされていますよ。提案理由があること、補足説明をされないということはありませんから、それは趣旨が一貫していない。町長ね、要約、その補足説明があるからいいんだとおっしゃるんだけど、でも、提案理由があっても補足説明を要するのだってありますよね。されているのは今まであるわけですから、そういうことで。

それから、例えば、今、年度末で確かにぷっと来ることがありますよね、文書であれ電信で、電信は今ないかもわかりませんが、予算の内示なんてというのは12月の30日ごろ国会からあることだってあるわけですね。それに対応するわけです。ですから、これに関連してこれからの議会改革で問題になっている事項が通年議会とかということがあると思うんです。

そうすると通年議会で、これ議長が議会を開会することになると、行政としてその対応が可能性についてどのようにお考えか、これは前から来ているわけで、前から話題に上っているわけですから、一応どっかに念頭にあると思うんですが、その可能性についてどのようにお考えか、お伺いしたい。

○議長（後藤信八君）

町長。

○町長（小森純一君）

まず、要約でございますけれども、これは余り要約し過ぎてはっしょって、本当にもう決まり、定まりの文句という、そういう御指摘かも知れませんが、一応文書化するという、文書化といいますか口頭では申し上げている、これもひとつ私も一部文書化して、それを読み上げさせていただいておるということでございますので、議案書に本当にそこまで必要なかどうか、これはまた別に考え、お互い話し合いもしていきたいというふうに思っております。

それから、急を要するというようなこと、私も先ほどから頭にあったのは通年議会ということでございます。一々定例議会を招集してどうのこうのじゃなくて通年議会にすればそういうことも可能になるのかなというふうに思いますし、執行部がどう対応できるのかどうか、する気あるのかどうかということでございましょうけれども、それに私どもはやっぱり対応していかなくやいかんというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

3回目でございますが、情報を取り込む手段として目から耳から、あるいは触覚からとなりますね。公務員としては基本的には耳からというより目から、田舎の常会とかなんかは耳から、事務事になれていないということなんですけれども、行政としてはやはり目からの情報というのは非常に貴重なんで、それは残りますから。そういうことで、これはそういう修練を、基山町の行政として修練をしていただきたいということをお願いし、これからいろんなことに議会が変革をしていくと思いますが、議会の軽視にならないようにひとつよろしく御対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で28号議案に対する質疑を終わります。

28号議案を採決します。

本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第28号議案は原案どおり承認と決しました。

第2回臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

以上をもちまして平成23年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前11時20分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会臨時議長 片 山 一 儀

基 山 町 議 会 議 長 後 藤 信 八

基 山 町 議 会 副 議 長 林 博 文

基 山 町 議 会 議 員 神 前 輔 行

基 山 町 議 会 議 員 久保山 義 明